

報告第18号～第20号

平成29年12月11日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 18 号	専決処分の報告について	1
報告第 19 号	専決処分の報告について	3
報告第 20 号	専決処分の報告について	5

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月11日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月22日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 鈴鹿市民会館吊り天井耐震改修外工事（客席・舞台ほか）
- 2 変更後の契約金額 259,196,760円
（変更前の契約金額 260,322,120円）

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月11日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月11日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

